

パートナーからの暴力に悩んでいませんか 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

DVやデートDV(恋人からのDV)は、あなたのすぐそばで起こっている人権侵害です。
ひとりで悩まず、一緒に考えましょう。

詳しくは市ホームページを
ご確認ください

市ホームページ▶



男女の悩みごと相談窓口
☎ 69-2149(月・金9時～16時)



問 家庭児童相談室 ☎ 69-2177 ☎ 63-4085
人権推進課 人権政策係 ☎ 69-2148 ☎ 63-4554
商工労政課 女性活躍推進室 ☎ 69-2189 ☎ 63-4087

※相談無料。秘密厳守。性別問いません。

11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待は子どもの心身を傷つけ、人格形成に大きな影響を及ぼす人権侵害です。

児童虐待とは

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類されます。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか?

子どもからのサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 衣類や体がいつも汚れている など

保護者からのサイン

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している など

虐待かもと思ったらすぐに連絡をください

虐待を確認できる証拠などは要りません。また、連絡をしていただいた方のプライバシーは厳重に守られます。連絡は匿名で行うことも可能です。

連絡(相談)先

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189(24時間・365日)

189番にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

虐待ホットライン

☎ 077-562-8996(24時間)(FAX可)

問 家庭児童相談室 ☎ 69-2177 ☎ 63-4085

甲賀市で看護職員として復職しませんか?

(公社)滋賀県看護協会等が開催する復職支援研修を受講して現場復帰をめざす方を応援します。

補助金額 研修への参加1日あたり1万円(1人あたり上限10万円)

補助対象となる方 次の①から④の条件全てに該当する方

- ① 復職支援研修を受講し、終了している方
- ② 看護職員(保健師・助産師・看護師)として働いたことがあり、研修受講時点で看護職員として働いていなかった方
- ③ 研修終了後、1年以内に甲賀市内の医療機関や介護保険サービス事業所に看護職員として採用された方
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていない方

研修についてはこちら
(滋賀県ナースセンターホームページ)▶



申請についてはこちら▶



問 医療政策室 ☎ 69-2171 ☎ 63-4085

消費者被害防止共同キャンペーン



「誰にも相談できず高額な契約をしてしまう」、「SNSから知らないうちに事件に巻き込まれる」など、消費者被害は身近で発生しています。

滋賀県では9月から11月を「消費者被害防止共同キャンペーン」として高齢者や若年者だけでなく、県民全体を対象に消費者被害の未然防止・拡大防止のための様々な取り組みを実施しています。

パネル展示

期間 11月8日(金)～27日(水) 場所 市役所1階展示コーナー

無料相談窓口

消費者ホットライン 局番なしの188(平日:9時～17時)
※秘密厳守

問 甲賀市消費生活センター(生活環境課内) ☎ 69-2147 ☎ 63-4582

みんなで支える社会の実現へ

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、平穏な生活への配慮の重要性について理解を深めましょう。

犯罪被害者出張相談所

セクハラ、DV、詐欺、SNSに関連したものなど、被害内容を問わず対面で相談できます。

日時 11月25日(月)

- ① 10時30分～
- ② 13時～
- ③ 14時30分～(各1時間)

場所 市役所(部屋は予約時にお伝えします)

定員 先着3組 ※これまで出張相談を受けたことがない方を優先させていただきます。

相談員 (公社)おうみ犯罪被害者支援センター相談員 申込方法 電話

パネル展示

期間 11月25日(月)～29日(金)(平日のみ)

場所 市役所1階展示コーナー

問 申 生活環境課 防犯交通対策係 ☎ 69-2143 ☎ 63-4582

無料相談ダイヤル

077-525-8103 滋賀県犯罪被害者総合窓口
(公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター)

11月はみんなで医療を考える月間



上手に医療にかかることは、時間的、体力的、金銭的な負担が軽くなるほか、医療機関、医療従事者側への負担軽減にも繋がります。

①「かかりつけ医」をもちましょう!

「かかりつけ医」とは、あなたや家族の病気、健康に関する様々な相談が気軽にできる身近なお医者さんのことです。日常の健康管理、病気の早期発見、専門医療機関への紹介等、メリットがたくさんあります。

ぜひ今日から「上手な医療のかかり方」を実践して、かかり方上手になりましょう!



②休日や夜間のけがや急病時の受診方法を確認しておきましょう!

「夜中だけど、今すぐ受診するべき?」「医療機関に行きたいけど、休日で近くの診療所が開いていない、どうしたらいい?」
こんな場面を経験したことはありませんか?急な病気やけがの時の受診方法や相談先について、あらかじめ知っておきましょう。

③定期健診・検診を受けましょう!

健診で健康状態をしっかりチェックし、自分の体を知ることが、大切です。症状がなくても、定期的に健康診断やがん検診を受けることが早期発見・早期治療につながります。

問 医療政策室 ☎ 69-2171 ☎ 63-4085

